

保育利用（2号・3号） 向けお知らせ

郡山市保育課 TEL 024-924-3541
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号（郡山市役所西庁舎3階）
郡山市子育てサイト「保育料（利用者負担額）について」はこちらから ➡



令和7年度 郡山市保育料：利用者負担額

◆ 認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業 用

階層区分		月額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯、里親の世帯	0円	0円	令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により次の児童の保育料は無償となります。 ○ <u>3歳以上の保育料</u> ○ <u>市民税非課税世帯の3歳未満の保育料</u> 〈注〉令和7年4月1日現在の年齢です。 年度途中で3歳となる児童は翌年度から無償化の対象となります。 〈注〉給食費や延長保育料、教材費等は無償化の対象外です。 3歳以上の給食費 3歳以上の給食費については、主食費（ごはん、パン、麺代）と副食費（おかず、おやつ代等）を施設（公立保育所は市）が徴収します。 以下に該当する場合、副食費が免除となります。 - 市民税所得割額57,700円未満の世帯 - ひとり親世帯及び身体障害者手帳等の交付を受ける者が同居する世帯において、市民税所得割額77,101円未満の世帯 - 小学校就学前の認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる世帯 〈注〉主食費については免除の取り扱いはありません。 〈注〉3歳未満の給食費は保育料に含まれています。	
2A	市町村民税非課税世帯のひとり親世帯等	0円	0円		
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円		
3A	均等割のみ課税世帯のひとり親世帯等	3,600円	3,500円		
3	均等割のみ課税世帯	11,000円	10,800円		
4A	所得割額38,000円未満のひとり親世帯等	5,100円	5,000円		
4	所得割額38,000円未満	15,000円	14,700円		
5A	所得割額48,600円未満のひとり親世帯等	6,200円	6,000円		
5	所得割額48,600円未満	18,000円	17,600円		
6A	所得割額58,500円未満のひとり親世帯等	7,600円	7,400円		
6	所得割額58,500円未満	21,000円	20,600円		
7A	所得割額71,000円未満のひとり親世帯等	8,300円	8,100円		
7	所得割額71,000円未満	23,000円	22,600円		
8A	所得割額77,101円未満のひとり親世帯等	9,000円	8,800円		
8	所得割額84,000円未満	25,000円	24,500円		
9	所得割額97,000円未満	27,000円	26,500円		
10	所得割額115,000円未満	31,000円	30,400円		
11	所得割額133,000円未満	34,000円	33,400円		
12	所得割額151,000円未満	38,000円	37,300円		
13	所得割額169,000円未満	42,000円	41,200円		
14	所得割額192,000円未満	46,000円	45,200円		
15	所得割額231,000円未満	48,000円	47,100円		
16	所得割額301,000円未満	50,000円	49,100円		
17	所得割額397,000円未満	60,000円	58,900円		
18	所得割額397,000円以上	70,000円	68,800円		

※保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つに区分されます。

※延長保育料や教材費、行事代等の実費徴収費等は含まない金額です。延長保育料や実費徴収費等は各施設へお問い合わせください。

※令和7年4月1日現在の年齢により年齢区分を決定します。年度途中で誕生日を迎えても、年齢区分は変わりません。

※休んだ日があっても、月額料金をお支払いいただきます。



保育料の軽減

ひとり親世帯等の軽減

該当世帯	軽減内容
次に該当する所得割額77,101円未満の世帯 ①母子世帯及び父子世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受ける者が同居する世帯	◆保育料表を参照

多子軽減

該当世帯	軽減内容
(1) 所得割額77,101円未満のひとり親世帯等で、年齢を問わず兄弟が1人以上いる世帯	◆入所児童が2人目以降の場合 該当児童の保育料は無料
(2) 所得割額57,700円未満のひとり親世帯以外で、年齢を問わず兄弟が1人以上いる世帯	◆入所児童が2人目の場合 該当児童の保育料を1/2の額に軽減 ◆入所児童が3人目以降の場合 該当児童の保育料は無料
(3) 上記以外の世帯で、 小学校就学前の兄弟が次の施設等に入所している世帯 ・ひとり親世帯等【所得割額77,101円以上】 ・ひとり親世帯以外【所得割額57,700円以上】 ①認可保育所 ②小規模保育事業等 ③幼稚園 ④認定こども園 ⑤特別支援学校幼稚部 ⑥企業主導型保育事業 ⑦児童心理治療施設通所部 ⑧児童発達支援（医療型発達支援を含む）を利用	◆入所児童が2人目の場合 該当児童の保育料を1/2の額に軽減 ◆入所児童が3人目以降の場合 該当児童の保育料は無料
(4) 入所児童が3歳未満で18歳未満の兄弟が2人以上いる世帯 ※ひとり親世帯等の軽減や多子軽減(1)～(3)にも該当する場合は、軽減後の額をさらに軽減(10円未満の端数切捨)	◆第3階層から第9階層までの世帯 該当児童の保育料を1/2の額に軽減 ◆第10階層から第18階層までの世帯 該当児童の保育料を3/4の額に軽減

第一子保育料無料化・軽減

該当世帯	軽減内容
世帯の第一子が入所している所得割額133,000円未満の世帯 ※保育料に未納がある場合は除く ※保育料が無料の第1～2階層は除く	◆第3階層から第5階層までの世帯 該当児童の保育料は無料 ◆第6階層から第11階層までの世帯 該当児童の保育料から月5,000円軽減

注 上記の軽減に該当する場合は、毎年度又は新たに軽減事由に該当した際に、軽減手続きの書類提出が必要です。

保育料の算定について



保護者の合算で階層区分を決定

児童の父母の市町村民税所得割額を合算して階層区分を決定します。父母の収入等の状況により、同居の祖父母等も保護者として合算して決定する場合もあります。

なお、市町村民税所得割額の算定では、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、配当・外国税額控除額などの適用はありません。

市町村民税所得割額につきましては、定額減税反映後の所得割額を用いて算定します。



9月分から保育料を算定する税の年度が変わります

4月から8月までは「令和6年度市町村民税所得割額」で、9月以降は「令和7年度市町村民税所得割額」で階層区分や副食費免除対象を決定します。課税状況により、9月からの階層区分等が変更となる場合もあります。

令和7年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度市民税で判定					令和7年度市民税で判定						
令和5年中の所得					令和6年中の所得						

留意事項

- 児童の父母の離婚や婚姻、祖父母等と同居・別居などの世帯状況が変わった場合、課税状況に修正があった場合など、年度の途中で保育料が変更となることがあります。
入所児童の世帯状況等に変更が生じた場合や児童の保護者が修正申告をした場合は、速やかに保育課又は利用施設へご報告のうえ、変更が生じた年度内に手続きをしてください。
- 保育料の決定に必要な書類が未提出の場合や市民税が未申告の場合は、保育料が最高額で「仮決定」となります。必要書類が年度内に提出された場合に、改めて保育料を「本決定」します。

